

議事日程(第4号)

令和3年12月10日 午前8時58分開議

- 日程第1 議案第74号 吉賀町障がい者総合支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第2 議案第75号 吉賀町老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第3 議案第76号 吉賀町健康増進交流促進施設むいかいち施設ゆ・ら・らの指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第77号 請負契約の変更について(吉賀町ふれあい会館レジリエンス強化工事)
- 日程第5 議案第78号 吉賀町特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第79号 吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第80号 吉賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第81号 令和3年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第82号 令和3年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第83号 令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第84号 令和3年度吉賀町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第12 同意第18号 吉賀町副町長の選任同意について
- 日程第13 発議第5号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書(案)
- 日程第14 発議第6号 利用者の負担増につながらない看護・介護・保育職の処遇改善を求める意見書(案)
- 日程第15 発議第7号 中華人民共和国による人権侵害問題の調査と抗議を求める意見書(案)
- 日程第16 閉会中の継続調査について
- 日程第17 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第74号 吉賀町障がい者総合支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第2 議案第75号 吉賀町老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第3 議案第76号 吉賀町健康増進交流促進施設むいかいち施設ゆ・ら・らの指定管理者の指定について

- 日程第4 議案第77号 請負契約の変更について（吉賀町ふれあい会館レジリエンス強化工事）
日程第5 議案第78号 吉賀町特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例について
日程第6 議案第79号 吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第80号 吉賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第81号 令和3年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第9 議案第82号 令和3年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第10 議案第83号 令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第11 議案第84号 令和3年度吉賀町一般会計補正予算（第6号）
日程第12 同意第18号 吉賀町副町長の選任同意について
日程第13 発議第5号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書（案）
日程第14 発議第6号 利用者の負担増につながらない看護・介護・保育職の処遇改善を求める意見書（案）
日程第15 発議第7号 中華人民共和国による人権侵害問題の調査と抗議を求める意見書（案）
日程第16 閉会中の継続調査について
日程第17 議員派遣の件について

出席議員（12名）

1番 桜下 善博君	2番 村上 定陽君
3番 三浦 浩明君	4番 桑原 三平君
5番 河村由美子君	6番 松蔭 茂君
7番 河村 隆行君	8番 大庭 澄人君
9番 藤升 正夫君	10番 中田 元君
11番 庭田 英明君	12番 安永 友行君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	岩本 一巳君	副町長	……………	赤松 寿志君
教育長	……………	中田 敦君	教育次長	……………	大庭 克彦君
総務課長	……………	野村 幸二君	企画課長	……………	深川 仁志君
税務住民課長	……………	栩木 昭典君	保健福祉課長	……………	永田 英樹君
産業課長	……………	堀田 雅和君	建設水道課長	……………	早川 貢一君
柿木地域振興室長	……………	山根 徳政君			

午前8時58分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、ただいまお手元に配付したとおりです。

日程第1. 議案第74号

○議長（安永 友行君） 日程第1、議案第74号吉賀町障がい者総合支援センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案については、質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 先般、説明の中でお聞きしたかも分かりませんが、再度お聞きします。大変申し訳ありません。

参考資料の1ページ、3つ指定管理の案件が出ておるわけですけど、指定管理期間についてと
いうところで、もう一回説明をお願いします。

最後の新型コロナウイルスの影響により指定管理期間を変更せざるを得ない状況となったということですが、この意味がよく分かりません。影響は当然あったわけですけど、それによって指定管理期間を変更せざるを得ない理由というのが分かりません。その影響は、その都度その都度、指定管理料で管理者に不利益が出ないように措置しているわけですので、別に指定管理の期間を変えることはないとは私は考えておるんですけど、そのことと、指定期間を2年間延長したということでありまして、この2年間延長する意味、コロナが終息するという想定でやっておられるのかということも考えられますけど、どういう意味で2年間という、別に1年間でも3年間でもいいわけですけど、2年間とした理由をもう一回説明をお願いしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 指定管理期間、それから管理料それぞれの考え方ということでござ

います。まず、指定管理期間であります。ただいま審議されている障がい者総合支援センター、これについては参考資料でもお示ししてあるとおり、基本方針である5年間というこういう考え方でございます。

それから、御質問にありました指定管理期間の延長という考え方で2年間の延長、これは後ほどの議案ということではございますけれども、御質問ですのでお答えをさせていただきたいと思っております。

この2つの施設については、当初、現管理期間ですね、これについて3年ということでスタートさせていただきました。その後、3年の収入、それから支出、いわゆる経営状況を見て、その後についてまた検討していくというようなことで、今の管理方法を取らせていただいているということです。

話を元に戻せば、そもそもが5年ということではありましたが、当面3年間経営管理をお願いをして、その後どうするかというようなことを協議して進めようという話でこれまで進めてきたということでもあります。そうした関係で、2年間の延長というふうな期間設定をさせていただいたというところでございます。

それから、管理料についてであります。これについては確かに支出と収入の差、管理料の部分ですけれども、そこに影響があればその部分について補償といいますか、補填といいますか、そうした措置を取るというようなことをこれまでもやっているというところはあります。しかしながら、新型コロナウイルスの関係で申し上げますと、これは非常に予測が難しい部分があります。そうした部分でこれまでの管理を行ってきた実績数字というのが、前回も説明をさせていただきましたけれども、通常の営業とは大きく違ってきております。なかなかその数字を読み取るということができにくい状況があるという、こういうことがあろうかと思っております。そうした関係で管理料について、これまでも何度も説明させていただいておりますけれども、こうした方法での御提案、これまで作業を進めてきたというふうな経過でございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） そうしますと、この2年間が経過した後は、5年間という指定期間で大体の指定管理の年数を合わされる。各施設によって5年間という指定期間が全施設で合ってくるというふうに理解していいんですか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 考え方といたしましては、施設通じて5年を基本というふうに考えております。今回、2年間延長させていただきますと、その後2年後ということになりますと、今回、総合支援センターはまたちょっとずれが起きますけれども、ほぼ大多数の施設が5年間で同

時期に更新、更新といえますか、そうした時期を迎えるというような形になってまいります。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 障がい者センターということでよしかの里さんの、実際あそこで指導したりされる職員さんの人数は、現在今どのくらいおられるのか、分かればお聞きします。

それと、よしかの里を利用される現在の、町外もおられると思いますが、そうした利用者の人数について、詳細が分かれば教えていただければと思います。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

よしかの里の職員数につきましては、施設のほうに確認をしましたところ、正職員が14人、それから臨時・パート職員等で14人ということで、合わせて今28名の職員さんがおられるということでございました。

基本的にこの数値がどうなのかというようなところがあるかと思えますけれども、よしかの里からの報告によりますと、各種サービスに対する人員の充足によりまして加算が請求できるような報酬の仕組みとなっておりますけれども、その部分の加算の請求が今現状できているというところでございますので、職員数については確保ができていないかなというふうにございます。

それから、現在の利用者数というところなんですけれども、それぞれサービスごとに異なっております、具体的に実数が何人かというようなところについては、申し訳ございません、把握ができておりませんが、ほぼほぼコロナ禍の状況にはありますけれども、一部継続支援事業のほうから一般就労のほうに替わられた方も2名おられるということでございますが、その他の方々につきましては、引き続きコロナ前と同じような状況で通所されているというところでございますので、町内をはじめ町外のほうからもいろいろ積極的に御利用頂いているのではないかなというふうに思っております。

ちなみに令和2年度の利用の延べ人数、B型につきましては、年間で5,654人の方が延べで利用されているというような報告のほうを受けておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 関連でお聞きしますが、今、総合支援センターの道路の向かいに民家があったと思うんですが、そこに今何人か泊まられて就労しておると思うんですが、いつの間にかあそこに入られて、立ち位置が分からないんですが、あれは総合支援センターの寮ということなんですか。どのような立ち位置なんですか。それと、あそこの管理とかいろいろなものについては、この指定管理料の中に入っているとは思いますが、いつの間にかあそ

こに入られて、いつの間にかやられておるんで、ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えさせていただきます。

あちらにつきましては、NPO法人よしかの里のほうで、自主的に空き家のほうを活用されて、改修をされて、グループホーム事業ということで展開をされておるものでございます。

今回の総合支援センターは町の指定管理施設ということになりますが、あちらについては法人さんのほうで自主的に整備をされたグループホーム事業ということになりますので、指定管理料等については生じてはおりません。全てNPO法人さんのほうで自前で運営をされているということでございます。

実際に中に何人の方が入っておられるかというようなことについては、申し訳ございません、ただいま情報としては持ち合わせておりませんのでお答えはできないんですが、基本的にはあそこでグループホームに入所していただき、あと日中の部分についてはB型等々利用されているというような活動をなさっているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） ゆ・ら・らの件ですけど、プールの……（発言する者あり）すみません、またのちほどします。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第1、議案第74号吉賀町障がい者総合支援センターの指定管理者の指定についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第2 議案第75号

○議長（安永 友行君） 日程第2、議案第75号吉賀町老人福祉センターの指定管理者の指定に

ついてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第2、議案第75号吉賀町老人福祉センターの指定管理者の指定についてを採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第3 議案第76号

○議長（安永 友行君） 日程第3、議案第76号吉賀町健康増進交流促進施設むいかいち温泉ゆ・ら・らの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 先ほどはすみません、ゆ・ら・らのプールの件ですけど、プール修理せねばならないということだったんですけど、修理はするのか、それともこのままずっと保留にするのか、その辺決まっているのか。また、するんだったらいつ頃からどの程度のことをするのか、その辺をお願いします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 現段階でということでお答えさせていただきます。

修理を行うか行わないかは、現在、機関決定しているものはございません。先般も説明させていただきましたが、プールの再利用に当たっては、配管等の修繕や今の建造物の補修など多額の費用が発生するものと今は判断しております。

先般、ゆ・ら・らの本体の空調とかの設備を改修させていただきましたが、これもいわゆる環境省の国庫補助事業が採択されたため、財源的に有利なものも活用できたということで、これまでの指定管理者さんには非常に御迷惑かけたんですが、やっと改修させていただいたというところ

ろでございます。

プールにつきましても、今後活用するということであれば、そういう有利な財源を用意したりする必要はございますが、現在のところ、今は休止ということで引き続き検討していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 活用することであれば、また有利な財源を見つけてということだったんですけど、活用することであればということはどういう意味かちょっとよく分からないので、その辺をもう一つ詳しく説明と。

もう一つ。二、三年前にゆ・ら・らの配管が随分古いので交換せねばならないということだったので、見に行ったことがあるんですけど、配管の、その辺はいつするのか、その辺も含めてお願いします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） ゆ・ら・らのプールにつきましては、現在休止という判断をしております。今後については、また情勢を見ながら考えていきたいと思いますが、先ほどもありましたように、現在感染症の関係で誘客数が非常に一時的に減っておりますので、そういう状況を見ながら判断していく必要があろうかと思っております。

ゆ・ら・らの配管ということで、前回3年前だったと思いますが、議員の皆様には施設を見ていただきました。見ていただいたところが、まさにプールの配管でございまして非常に複雑なものとなっております。修繕につきましては、具体的な数字は、今持ち合わせておりませんが、プールを活用するという方向になれば、また修繕料とかは試算していく必要があろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 今、課長の説明で方向性となればというような説明でしたけど、私はこの議案に関係あるかどうか分かりませんが、町がきちっとした方針を持ってその施設を改修するなりしていかないと、管理を受ける方に対して非常に失礼といいますか、不利益を被る、指定管理料で補足するんだからいいんだという考えであればそうなんですけど、財政的なことも考えますと、やはり指定管理料を減らす方向でその施設を管理していただくという観点を持たないと、いつまでたってもずるずる指定管理料をつぎ込むような施設では困るわけですので。

例えばあのプールを本当に維持するほうが指定管理者にとっていいのか悪いのか、そのこともよく議論して、例えば解体して健康増進施設となれば、あそこを公園にして遊具を置いて、子ども

もさんたちが遊べるような集客もするとか、いろいろな案を出しながらその施設を使いやすい、利用しやすい施設に変えていかないと、いつまでたってもあの施設を手つかずで置いておくというも能のないことだと私は考えますので、これ一つの案として、やはり積極的な改修なりをしていく必要は、今から出てくるんじゃないかと思っておりますので、その辺のところは、町長どう考えられていますか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今御議論頂いているのは、指定管理制度の管理者の選定でございまして、まさに公の施設を民間のほうへ預けて運営をしていただくということでございますが。公共施設全般につきましては、これまで何回もお話をさせていただいておりますように、総合管理計画の下で策定をいたしました個別施設計画をつくって議会のほうにも公表させていただきました。これは5年スパンでローリングをかけているということで、とは言いながら、毎年その作業はやっていかなければならないわけでございますが。それぞれ一般質問でありました、行政関係の公共施設と、それから今回のような誘客観光施設もそうなんですが、それぞれカテゴリーを設けてその計画を進捗させていくことにしておりますので、ゆ・ら・らに限って申し上げれば、その個別施設計画の中で、ほかの温浴施設もあるわけでございますから、そこら辺も勘案をしてやっていかなければならないと思っております。その中で方向性がおのずと出てこない、この個別施設計画をどういうふうに動かすかということ自体ができないわけでございますので、そうした議論の中で協議をさせていただきたいと思っております。

それから、プールのお話も先ほどもございましたが、もともと水中運動の関係で非常にニーズも高かった、利用される方にも非常に好評を得ておったということでございます。これが今できていない、休止状態でございますから、結果的にそれがどういうふうに影響してくるかという、やはり介護保険であるとか、そうした保険料のほうに影響が出てくるということで、できることならあそこを運営をさせていただいて、水中運動をしっかり御参加なりしていただいて、そして総体的な保険料を下げていくと。そうすれば、町の財政が幾らかなりとも軽減をされる。こういう仕組みになるわけですので、そうしたことも含めて、この施設の議論はしていかなければならないかと思っております。

条例上もあくまで健康増進交流施設ですから、現状は今プールが止まっているということであれば、やはり誘客と観光施設、交流施設ということになるのかも分かりませんから、まさにこの名称の健康増進のところをどういうふうに考えるかということを含めて、個別施設計画の議論の中で協議をしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 資料の4ページのほうで指定管理料について、そこに指定管理料

基準額と示してあります。これを算定するに当たっての入り込み客、町としてどのくらいが来られるのか、入浴客、それから宿泊客、その数字の根拠についてお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

3年前、今回の現指定管理の算定基準につきましては、実績により算定しております。実績の基は、平成29年度で行っております。ちなみに当時の平成29年度の宿泊者数は8,155人、入り込み客数が、入浴も含めまして10万6,839人ということ、ここを基準に算定をしているところでございます。

参考までに、令和2年度の集計を申し上げますと、宿泊者数が3,798人、入り込み客数が5万8,760人ということで、感染症による大きな影響を受けているところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第3、議案第76号吉賀町健康増進交流促進施設むいかいち温泉ゆ・ら・らの指定管理者の指定についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第4. 議案第77号

○議長（安永 友行君） 日程第4、議案第77号請負契約の変更について（吉賀町ふれあい会館レジリエンス強化工事）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありますか。1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 14日間の工期延長ということで、資機材の確保に日数を要するということなのですが。半導体のことが書いてありますが、マスコミでも全世界的に半導体不足ということが言われておりますが、14日間ぐらいで大丈夫なんでしょうか。唐人屋トンネルも

大幅な工期の延長がありましたが、14日間という短い期間の延長なのですが、大幅に延長したほうがええんじゃないでしょうか、どうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 山根柿木振興室長。

○柿木地域振興室長（山根 徳政君） お答えいたします。

振興室としては、1か月程度持ったほうがいいかなというところは思っておったんですが、工程会議の中で2週間あれば何とかなるであろうというところ、それから環境省に相談をしたところで2週間、14日間が妥当であろうということでございまして、御理解のほうを頂いておりますので、14日間の延長ということで提案をさせていただきました。

○議長（安永 友行君） よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第4、議案第77号請負契約の変更について（吉賀町ふれあい会館レジリエンス強化工事）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第5. 議案第78号

○議長（安永 友行君） 日程第5、議案第78号吉賀町特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありますか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） このたびの分は審議会等につきまして、会議を招集する時間的余裕がないと認めるときにということで、その他のやむを得ないもありますけども、改正をするものです。

基本的にこのような書類、書面を送付して審議するということは、可能な限り避けなければならないというふうに考えていますけども、会長が実際にどうだろうというときに、町のほうとも協議もされることになると思いますが、その中で助言とかいうものについてどのようなもの、

基本となるベースについてどういうものを持っているかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 今回提出させていただきましたこの内容でございます。御指摘のとおり書面審議という方法を取れるようにするというふうな内容ではありますけれども、考え方としては、それがあから安易にそれで済ますというようなそうした考え方では進めるつもりはございません。

この書面審議のメリット・デメリットありますけれども、特にデメリットの面で申し上げますと、実際に対面で委員さんであったり集まっていたり、そこで意見交換を実際に行っていたりして議論をしていただくという、いわばこれは双方向性というふうな表現をしておりますけれども、そうしたものの、それからさらに会議で事を決するという、これについて書面審議という方法を取りますと、そのことができないというわけではありませんけれども、そこが一つ弱い部分が出てきます。これ即時性というふうな表現で言われてはおりますけれども、そうしたものがしっかり行えないというふうなデメリットがあります。ここは十分に踏まえて、こうしたことを取る必要があればこうした方法を取るということになると思います。

それから、こうした方法を取るというふうなときですけれども、実際には各委員会であったり、審議会の事務局になりますと、これは各課、各委員会、これが事務局として入っていきます。事務局の中で十分議論していただく案件、その内容、それを踏まえてそこで書面審議ということ、これを取らざるを得ないということになれば、こうした方法を取るということになろうと思っておりますけれども、冒頭申し上げたとおり、基本的には対面で行うというようなことを基本スタンスとしては持っておかないといけないのかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第5、議案第78号吉賀町特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第6. 議案第79号

○議長（安永 友行君） 日程第6、議案第79号吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第6、議案第79号吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第7. 議案第80号

○議長（安永 友行君） 日程第7、議案第80号吉賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第7、議案第80号吉賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第81号

○議長（安永 友行君） 日程第8、議案第81号令和3年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、討論はこれで終わります。

日程第8、議案第81号令和3年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第82号

○議長（安永 友行君） 日程第9、議案第82号令和3年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第9、議案第82号令和3年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第83号

○議長（安永 友行君） 日程第10、議案第83号令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありますか。10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 補正予算と直接関係というか、参考資料の一番最後のページに、39ページなんですけど、介護保険と特別養護老人ホームのことが、みろく苑ととびのこ苑のことが掲げてありますが、このことでお伺いいたします。

入所待機者の状況ということで掲げてありますが、合計でいうと、吉賀町の被保険者のみで合計86人、とびのこ苑が70人ということで156人の待機者がおられるというようなことが掲げてあります。これは、とびのこ苑とみろく苑の人数の把握ですが、ダブってみろく苑にも算入しとるが、とびのこにも入っとる。それとか、錦町ですね、あさぎりとか、津和野にもあるわけですが、そういうふうなところがダブってこれが計上してあるのか、それは違うよ、個々にあるんだよということなのかということをお伺いします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えいたします。

現在の町内にあります2つの特養の待機者の状況を載せさせていただいておりますけれども、こちらについては吉賀町の被保険者の方ということで、基本的にこの2施設については重複をして申込みをされている方もおられると思いますので、その部分についてはダブっているといえますか、二重にカウントされておるとお思いますので、実数といたしましては、これよりも下がってくるのではないかとこのように思っております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 今課長が言われたとおりかなと思うのは思ったんで確認なんですけど、そうすると、この数字を見た場合に、私もちょっとびっくりしますけれど、町民は、何でこんなに待機者がおるのに施設ができないのかというようなことは当然思われるかと思うんです

が。その実数ですよ、特に町内のとびのこ苑とみろく苑、同じ社協の内部でその辺の実数というものを別々の施設でなしに、町内にこれだけの方がおられるという数字も出すべきではないか。とびのこに入りたい方も当然優先的に入りたい方もおられますし、みろく苑に入りたい方も優先的におられるかも分かりませんが、その辺が分からないと、今からの介護保険の数字というようなことが、はっきりした将来の見通しというのが立たないのじゃないですかね。

それと、結構吉賀町からもあさぎりのほうに入所される方がおられますが、その方々がみろく苑、とびのこに帰りたいという人数を当然把握しとくべきかと思います。その辺のことはいかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 実際、こちらに上げている数字については重複がございますというようなところと、実際にこれについては要介護1から載せさせていただいておりますけれども、原則、特養については要介護3からの入所が原則となっておりますので、そこからさらに下がってくるだろうというところで、実際には156のうちのどの程度になるかというようなところ、まだ精査ができていないところであります。

ただ、実際申込みをされた方の中には、現段階では在宅を希望されておるんだけど、将来的に厳しくなった場合の入所について、事前の申込みなどもされているというようなケースもあるかというふうに思っております。そういったところと、議員おっしゃいましたとおり、県外の施設を今利用されている方について帰りたいというような方も確かにいらっしゃるというふうに思っておりますので、基本的に、この上げている人数156ですので、あと156施設の整備が必要じゃないかというような御議論もあろうかと思っておりますけれども、実際町といたしましては、今後、高齢者も減少していくというようなところから、これほどの施設の整備は必要ではないというふうな考えは持っておるところでございます。

ただ、どの程度の必要性があるのかというようなところにつきましては、今それぞれ計画ごとに個別のニーズ調査などもさせていただく中で、実数といたしましては把握をしておるところでございますが、突き詰めたところでの把握というようなところについてはできておりませんので、今後、施設整備いわゆるダウンサイジングを検討していく中で、議員御指摘の部分についても必要であろうというふうには思っておりますので、その部分については、今後こちらの把握方法あるいは資料提供につきましては、保健福祉課のほうで検討させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 結局、実数が分からないと、今家庭のほうで入りたくても本当

に入れない、困っておるお方がどのくらいおるかという実数が分からないと、なかなか方向性が見出せないのではないかと思いますので、早急に調べていただけるほうがよろしいかと思いますので。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 御指摘重く受け止めさせていただきまして、対応させていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 今の関連で、とびのこのことが出ましたけど、銀杏寮も含めてですけど、毎回、こういった三、四十の待機者の数字が記載されておるわけですが、中には待機者いっぱいいるわけですが、待つのが待てなくて県外に子どもさんのところへ行ったりとか、そういうケースもあると思います。

先ほど、それに対応していけるそういった措置があるのかということと、あと先日も銀杏で職員募集しておりましたけど、3名退職しまして、それで1名募集ということで聞いているわけですが、結局3名で今まで稼働していたものが1名で稼働できるのかという疑問もあるんですけど。

それからもう一つ、全体でみろくととびのこ、銀杏寮ですね、この3施設で結局今現状、職員がちゃんと対応できるような体制になっているのか、職員数も含めて、そういったところをお聞きしたいのと。先ほど課長が町の判断として高齢者のピークは過ぎているから、一線超えているから施設はつくらないという判断でいいと思うんですけど、そこら辺が団塊の世代とか今からがそういった10年前後の期間で特にこういった介護に関してピークが出てくると思うんですけど。そこら辺で昨日も出ました六日市病院等々の連携とか、そういったことも考える必要があるんじゃないかなと思いますけど、その3点お聞きします。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをさせていただきます。

養護老人ホーム銀杏寮につきましては、基本的には行政の措置で入所いたしますので、いわゆる町内での行政的な保護が必要であった場合、入所措置を取らせていただいております。こちらの入所を希望されていた方が、順番が来ないということで県外のほうに行かれたことについては、いわゆる養護者がおられるというような状況になられたということであれば、基本的に措置は必要ないというふうに思いますので、こちらについてはそういった選択をされたことについては問題はないというふうな認識を持っておるところでございます。

それと、人力的な基準のところでございますけれども、介護職について基本的に離職が発生しております。養護老人ホームの場合につきましては、一部事務組合で基本的な定数等々がございますので、それに欠員が生じた場合においては、基本的に随時募集のほうをかせさせていただきます。

いている状況でございます。こちらの部分につきましては、正職の部分といわゆる会計年度任用職員の部分がございますので、それぞれ個々に対応のほうはさせていただいておるところでございますが、基準についてはそこを常に達成するような形で確保に努めておるところでございます。

社協のほうにつきましては、人員のほうについては特に現行欠員が生じているというような状況ではなく、ここ最近の離職なども減少してきているというような報告を受けておるところでございますので、いわゆる施設の指定の基準、人員の基準がございますので、そこを満たしているという判断をしておるところがございますので、人員基準は社協においては満たしているのではないかというふうに思っておるところでございます。

今後の人口推移でございますけれども、後期高齢者医療などの被保険者数などの推移も資料の中で載せさせていただいておりますが、現行横ばいから下降に入っているというふうな認識を持っております。その部分につきましては、今後は町の見立てといたしましては、高齢者人口は今後減少していくという判断をいたしておりますので、それに対応したサービス基盤の整備などが必要ではないかというふうな判断をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 分かりました。最後に、毎年こういった三、四十人の数字が出てくるわけですけど、これがゼロということはまずないと思います。今の課長の答弁で徐々に減っていくという予想だと思いますけど、これがゼロはないですけど、例えば10人になるとか、5人になるとか、いろいろ想定はあると思うんですけど、大体何年後ぐらいにそういった待機者が下降するといえますか、減少する予想が今現在立っているのかよく分かりませんが、想定されますか。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 二つをちょっと分けさせていただきまして、特養については基本的に要介護度がどうなるかだと、人数もありますけれども、それぞれ被保険者の方が要介護度がどのように推移をするか。入所の原則の基準となります要介護3以上の方が何人になれるか、あるいはその方々が全て施設サービスを希望されるかどうかというようなところにかかってくると思いますので、基本的には町といたしましては、要介護度の予防等々によって、3以上の認定率を下げているというような取り組みをしていますので、その影響によるというふうに思っております。

具体的に何人というようなところは、今現状、保健福祉課のほうで持ち合わせておりませんが、その減少に向けて、また実際のニーズ調査の中に、介護保険事業計画策定のたびごとにニーズ調査をさせていただいておりますが、その方々からの御回答によると、8割の方が在宅でのサー

ビスを希望されているということがございますので、町といたしましては基本的にこの方向で進めさせていただきたいというふうに思っております。

それから養護老人ホーム、こちらのほうにつきましては毎月といたしますか、実際この部分につきましては町の判断というよりも、益田圏域の津和野、益田市のほうと共同で設置をさせていただいております、入所判定委員会というものが大体2か月に1回開催されております。そちらのほうにかけさせていただきますので、そこで申込みが出た方々の行政的な保護による入所が可能かどうかというようなところを判定をさせていただいて、待機者のほうになっていただくというような状況になっております。

基本、银杏寮で申しますと、60床あるうちの、実際うちの入所枠というのが36床でございますので、そちらの退所がない限りにおいては次の入所ができないということになりますので、そこら辺との兼ね合いもありまして、実際、何らかの理由で施設を退所される方と実際入所を希望される方の数がどうあってくるのかというようなところによって、今後の待機者の推移というのは変わってくるのではないかとこのように思っております。

ただ、吉賀町は今現在設けておりませんが、措置の要件といたるところを、厳格化してくる自治体も今実際増えているというところがございます。いわゆる入所基準というものがございまして、身体的な要件でありますとか経済的な要件などをもって判定をされていくわけなんですけれども、いわゆる経済的な要件の中においては、現状は、その方が非課税かどうかというようなところを基準にしておりますけれども、実際お持ちの預貯金の額がどうなのかというようなところまで踏み込んだ形で入所措置が必要かというようなそういった基準を設けている自治体もあります。実際、圏域の中におきましても、益田市がそういった対応にこれからシフトしていこうというような考えで進めておるところでございますので、吉賀町といたしましても、そういった状況を見据えながら、またお隣の津和野町との状況など、あるいは情報共有などもしながら、その辺の部分はどうしていくかというような対応を取ることで、今後の待機者の数については変わってくるのではないかとこのように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第10、議案第83号令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。ここで10分間休憩します。

午前10時02分休憩

.....

午前10時12分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

----- . ----- . -----

日程第11. 議案第84号

○議長（安永 友行君） 日程第11、議案第84号令和3年度吉賀町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありますか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 予算書の7ページで国庫支出金、国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が減額で示されております。この臨時交付金を使いまして、町長の所信表明の中でも米価下落の点についてのことも述べられておりましたけども、単純に国や島根県に対する要望活動とかいうことも大事ですが、直接に町としてこの交付金を使って生産者を支援するということにならなかった理由についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 歳入の部分で減額をさせていただいています。米価の関係、それから昨年はトビイロウンカで大被害を受け、今年はJAの買取価格が30キロで大体1,000円から1,100円。ですから、1俵当たり2,000円から2,200円買取価格が下落をしたということでございます。

所信表明で申し上げましたように、当座のところは国、島根県、特に島根県も通じてということもございしますが、要望活動で、これ全国的な問題でもございしますので、そこら辺りを国の政策としてということでも訴えていきたいということでございます。

個別に吉賀町独自として補填のところをというようなお話だろうかと思いますが、これも原因を突き詰めれば、やはりコロナ禍で外食産業を含めた米の消費が下がる。それによって保有しておる米がだぶついて、今年度の買取りが下がる。こういう図式でありますから、コロナの影響が

これが100%かどうか分からないにしても、それが多分にあるというのは重々承知をしております。でございますが、まずは要望活動等をさせていただいて、その中でまず国の施策としてやっていきたいということをお願いをさせていただきたいということでございます。ですから、現時点においては、独自でのそうした補填をするということの考えには至っておりません。

9月の定例会のときの一般質問だったでしょうか、一定の基準で町全体でどのぐらいの損害があるかというような試算をしたものを答弁をさせていただいて、四千数百万円というようなお話もさせていただきました。恐らくそのぐらいの被害が、吉賀町全体で米農家の方についてはあるんだらうということは、産業課を含めて承知はしておりますが、現時点においては、繰り返になります。独自としての施策については今想定はしておりません。まず要望活動を全国的に行っていこうということでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 全国の中で多くの自治体におきまして、米価下落対策を実施しているということについては、町長も御存じかと思えますし、今、下がった分全部見るということでは言うていないわけじゃないので、個々の作っている面積、大体今年度で430ヘクタールほどですね。ですから、そういう米を作って、農地を守っていることに対して、もっと町長の答弁でも生産者に寄り添ってとかいう言葉を言うているんですから、本当に寄り添ったのかと。それを予算に反映何でできないのかということをお聞きをしているわけですので、その寄り添う気持ちというのは、もっと表した予算を出す。そのことが大事じゃないですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 予算に対してそれを表現をするということもあるでしょうし、まずできることからということで要望活動をやっていくというのも、私はその一つだと思いますので、言われることは重々承知をしております。要望活動で終わらないよう、現時点ではそういった活動をしていこうという思いでございますが、また全国でもそうした自治体なり都道府県があるやというようなことでございますので、また検討なりをさせていただいて、制度設計がもしできるのであれば、また担当課を中心に、あるいはJAさんとも、あるいは島根県とも相談をさせていただきながら検討させていただきたいというふうを考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） 9ページの報償金、交通安全対策費、報償金で3万円掛ける4人で120万という（「12万」と呼ぶ者あり）すみません、ちょっと計算が違いました。12万ということですが、これバスのパスポートというふうにお聞きしたんですが、どういう性質のものか、もう一遍詳しくお願いします。説明を。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） お答えいたします。

制度ですけれども、運転免許の自主返納された方に対する支援ということです。昨日の一般質問のところでも答弁の中で出てまいりましたが、高齢者65歳以上の方が運転免許証を自主返納された方、そうした方に対して申請頂ければ、そこから1年間、町内ですけれども、バスに乗るのが無料になるという、そのバスの利用券、これをお渡しをしているという、こういうことです。

それで、今年度の状況も昨日の一般質問でも答弁の中でありましたが、当初予算を立てておりましたが、およそいっぱいになりつつありまして、今後、12月、1月、2月、3月というところでのまた申請があることを見込みまして、今回、予算計上させていただいたという、こういう内容でございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 11ページの子育て世帯への臨時特別給付金についてお伺いします。

報道で町も5万円の給付は現金で、24日というのが書かれていますが、あとの10万円のうちの残りについてはどうしてお考えかお伺いします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えさせていただきます。

今回の補正につきましては、基本的に12月24日、お一人当たり5万円ということで対象が約780人ぐらいおられるのではないかとということで、一旦これを給付させていただこうという考えでございます。残りのところについては、今現在、保健福祉課のほうで検討しておりますのは、国のほうから連絡がありました、基本的にはクーポンというような形で広報しようというようなことで今準備を進めておるところでございますけれども、ただ、一昨日の首相等々の発言等々で、今後国のほうがどのような対応を取ってくるのかというようなところが、正直申しまして、我々のところにまだ下りてきておりませんので、その状況が明らかになりましたところで、どういった対応が子育て世帯に有効なのかというようなところも精査をさせていただく中で、結論を出してまいりたいというふうに思いますので、現状ではまだ基本的に当初の方針どおりクーポンで対応させていただこうという考えでおるところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 現金で配布するときとクーポンと言われたんですが、クーポンになると、ほかの市町村も言われていましたが、経費がかかると思うんです。町はそのところはどういうふうに計算されて、どのぐらいの経費がかかって、時間もかかると思うんですが、その辺も計算されているわけですか。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 実際クーポンにかかる経費については、詳細な積算のほうはまだ行っておりません。実際想定されるものとしたしましては、いわゆるクーポン、当然紙という形になると思いますので印刷代なども想定されるんですけども、実際どの程度の印刷費になるかというようなところもまだ想定はできていない状況ですので、詳細については大変申し訳ございません、今ここで申し上げることができません。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） これを受け取る側のほうのお子さん、18歳以下の方のニーズとどうか、そういう希望とかというのは調査されてはないと。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） そういったニーズ調査のほうは実施はしてございません。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 12ページの予防接種費ということで、これワクチンの3回目の接種と思うんですが、先日、私質問したときに、いつ頃から始まるかということをお聞きしましたら、たしか2月の上旬には始められるということでありましたが、二、三日前の新聞報道によりますと、吉賀町は2月8日からやるというふうにはっきり日にちが出ておりましたが、これは間違いないのでしょうか。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えいたします。

2回目接種完了した方の中で一番早かったのが医療従事者でございますので、医療従事者の方で8か月経過された方が1月の下旬頃から、8か月経過しておりますので、その方々がある一定数、数がまとまってくるのが2月の上旬であろうというふうに思っております。そういったところで、今医療機関のほうとは2月の上旬の頃から実施をするというところで、今協議のほうを進めさせていただいておりますので、実際準備等々が整えば、議員がおっしゃいました日付から医療従事者のほうをまずスタートしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） このワクチン接種については、本当に町民の皆さんが一番今関心があるといいましょうか、必要とされていることと思うんですが、議会のほうでは2月上旬という答弁でありながら、マスコミには2月8日からやるというふうにはっきり数字が出たわけなんですけど、私は12月3日の初日にこのことをお伺いしたんですが、この2月8日が決定ということじゃないのでしょうか。今の課長の答弁でしたら、協議するということがあったんですけど、マスコミのほうが発言したということなんではないでしょうか。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 医療機関との協議の中においては、11月の段階で、たしか協議の中では12月の上旬、具体的な日数はたしか7日か8日だったというふうに思っております。そういったところで協議を開始させていただいたところでございます。

ただ、今後の状況によっては、まだ変更が生じる可能性もあるというようなところで、先般、12月議会の冒頭でのお答えについては、上旬というような回答させていただいておりました。その中においては12月の7日か8日というようなところについては、我々も持ってはおるところでございましたけど、まだ協議が整うかどうかというのは不確定な部分があったので、そういった答弁をさせていただいたところでございます。その後、医療機関のほうともいろいろと詰めをさせていただく中で体制が整ってきた中で、徐々にではありますが、上旬のところがある程度明確になってきたというようなところで、そういった取材の中でそういったお答えをしたのかも分からないんですけども、ああいった報道が出てきたというようなところではないかというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。（発言する者あり）失礼いたしました。2月でございました。失礼いたしました。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 今、課長の苦しい答弁というのはよく分かりますが、非常にこのワクチン接種については、先ほども言いましたように関心のあることなんで、今答弁では非常に曖昧な答弁だったと私は思っておりますが、こういうふうなことについてはしっかりマスコミのほう、マスコミの批判をするわけじゃありませんが、町民の皆さんは新聞見て、2月8日から医療従事者は始まるんだと、ほとんどの方が思われますので、しっかりこういうような情報についてはコントロールといいましょうか、管理といいましょうか、そういうことを希望します。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 14ページに益田広域のことが出ていますので、予算とは直接関係ないわけですけど、例の風力発電のことで町長のお考えを聞いておきたいと思えます。

一般質問でもありましたので、大体方向性というのは分かったんですけど、具体的な取り組みが少し説明を頂きたいと思えますので、よろしくお願ひします。先般のですね……

○議長（安永 友行君） 庭田議員、関連でも何でも無いほど離れとるんで、一般質問にも多くあったんでと言われたんで、町長も答えられる気持ちもなさそうでした、その質問は変えてください。

○議員（11番 庭田 英明君） 町長、ありませんか。

○議長（安永 友行君） 議案とは関係ないということです。

○議員（11番 庭田 英明君） だから、最初に予算とは関係ないけどちゅうお断りをしとるはずですけど。

○議長（安永 友行君） 議案と関係ないのは質疑にはならないと思いますんで、お分かりでしょうが。以上。

○議員（11番 庭田 英明君） 議長の判断ですか、それは。

○議長（安永 友行君） そうよ。

○議員（11番 庭田 英明君） そんじゃあ、取り消します。

13ページの例のむいかいちゆ・ら・ら温泉の件ですけど、ほかのサンエムにしろ、老人福祉センターにしろ、指定管理料の金額が上がっています。その中で、むいかいち温泉ゆ・ら・らだけ管理料が記載されておられません。6番議員の一般質問でも答弁ありましたが、繰越しで処理するんだという答弁がたしかあったと思うんですけど、どういうことで繰越しにしなければならない理由を説明をお願いします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） むいかいち温泉ゆ・ら・らの補正予算は、ここでは計上しておりません。繰越予算で対応するといいますのは、令和2年度に地方創生臨時交付金ということで、コロナ対策の費用が国から一定額認められたところでございます。

この臨時交付金というのは、いわゆる当該年度に使用する、もしくは次年度以降に影響がある場合も、繰り越して対象となるということになっておりますので、令和2年度に予算計上した額の一部を令和3年度にもう既に御承認頂いておりますが、1,650万円繰り越しております。これを財源として、現在のゆ・ら・らに関する新型コロナウイルス感染症の影響分ということで、今協議を行っているところでございます。ですから、既に繰り越した予算を財源としているので、令和3年度の補正予算には計上をしていないという状況でございます。ただし、この1,650万円という額が超えるようであれば、またきちっと算定し直しまして、協議をしまして、例えば3月補正予算で計上することがあろうかと思っておりますので、そのときにはまた改めて御説明したいと考えております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） この臨時交付金1,650万円ですかね、これを繰り越したからという説明でしたけど、この交付金はゆ・ら・らに対しての交付金ですか。どういう意味なんでしょうか。（発言する者あり）

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） このサンエムにしろ、老人福祉センターにしろ、先ほどからお聞きしているように、毎回毎回、これ7、8、9の損失補填だと思うんですけど、損失補填と言っちゃいけんけど、指定管理料がここへ計上されていますよね。ですから、当然ゆ・ら・らも繰越しや何じゃはあったにしても、ここに計上されるべきもんじゃないかと思って質問しとるわけです。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 説明不足の点がありましたら、またお聞きいただいたらと思います。例えば今計上しております43万7,000円、これは7月から9月のいわゆるサンエムに指定管理に出している施設の損失が生じた分の補償ということになっております。

ゆ・ら・らの場合は令和2年度で、すみません、今資料が手持ちにございませんで約で説明させていただきますが、令和2年度で約3,500万円程度の指定管理料の追加で予算を計上しとったところでございます。その3,500万円というのは、あくまでも減収に対する町の基準でございまして、ほかの施設も同じ算定をしているところでございますが、2年度指定管理者との協議において、約2,000万円の指定管理料の追加ということで協議が整いまして、予算は3,500万円計上しておりましたので、1,500万円ほど不用額というところが生じたものでございます。ただ、その額につきましては3月、4月も影響が大きいであろうという判断をしておりますので、不用額として落とさずに財源を新型コロナ地方創生臨時交付金の財源と一緒に繰り越したものでございます。ですから、歳出予算としましては、令和2年度で計上しておりますので、令和3年度の予算に上がってこないというのが現状でございます。ほかの施設につきましては、協議の結果、予算額満額を指定管理料として追加しておりますので、予算残はないので、今回3年度でその都度、都度計上しているというところで御理解頂けたらと思います。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 課長が言われることは分らんではないです。分らんではないですけど、結局、ほかのところは4月とか何とか言われましたけど、全部精算してきとるわけでしょう、ほかのところは。このたびでも7、8、9の数字を出しとるわけですよ。ですから、繰り越した交付金をこれ以上のことが出るかもしれないという想定の上に、このたび予算を出してないのか。多分出してないということは、この1,650万円の中で賄えるんだという計算だと思うんですけど、その辺のところはどうなんでしょう。ちょっと分かりにくいし、はっきりしておかないと、こういうことでガタガタされるのは、指定管理者のほうもあまりいい心情は持たないと思うんですよ。だから、はっきりこうなんだよという説明をお願いしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 繰り返しになろうかと思いますが、お答えさせていただきます。

歳入歳出予算とも令和2年度で計上しておりまして、その予算額が全て必要でなかったため、その残った額1,650万円を繰り越して使用するというものでございます。現時点において、すみません、手持ちに詳しい資料がありませんけど、9月までの算定はその額で賄えると今は判断しているところでございます。

今後の影響額につきましては、ほかの施設も含めてまだ未確定なところがありますので、今後算定しながら対応していきたいと思っております。例えば今の額を超えるようであれば、その額を3年度予算の次回の補正になろうかと思いますが、計上する場合もあるかもしれませんし、その額で対応できるようであれば対応したいと今考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 15ページなんですが、教育委員会の関係で旧道面家住宅の屋根の雨漏りを調査してもらおうということで調査員に来てもらうということなんですが、6万9,000円を旅費を負担ということなんですが、これ小さいことですが、旅費を町のほうで負担しなかったら来てもらえないということでしょうか。何か規定があるんでしょうか。文化財の大きさによって、重さによって、これは旅費を払ってでも来てもらう、この分については町で負担するとか、何かあるんでしょうか。文化財を調査してもらうのに、町のほうが旅費を負担するというのを初めて聞いたような気がするんですが、規定か何かあるんでしょうか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。お答えいたします。

今回のこの旅費についてですが、旧道面家住宅の屋根の修繕が必要だということで、こちらの文化財については国の重要文化財の指定になっております。したがって、これを修繕するに当たっては、国の補助金が約65%ぐらいあります。そのほかのところを県と町とそれから所有者、こちらの文化財は町が所有者になっておりますので、所有者部分も含めて、そういった形での負担ということになります。

国の重要文化財のこの修繕に当たって、文化庁の職員が、実際にその文化財を見てということが必要になってくるということで、県を通じてお越しになられるということで、こちらのほうの旅費を町が負担するというふうにお聞きして、今回こういう計上をさせていただいたということでございます。そういう規定があるかというところまでは把握していないんですが、そういう経過の中で今回予算を計上させていただいたということでございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 今の説明ですと、国の文化財であるから調査をしてもらうんだと。それについては規定も何もないけど、町のほうが旅費を出しますからぜひ来てくださいというふうに聞こえるんですが、逆に国の文化財であれば、国のほうがそういう旅費云々でなくて、積極

的に国の文化財として認めているのであれば、国のほうが当然旅費とか費用弁償を出してでも調査に行くというのが一般的な考えだと思うんですが。金額が多い、少ないとかいうんじゃないんですけど、何か国の文化財を調査してもらうのに、地元が旅費を負担するというのにちょっと引っかけると思うんですが、今の次長の答弁、規定も何もないということなんですが、もう一言分かるような説明があればお願いします。

○議長（安永 友行君） 大庭次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 明確な答弁になっていないことはおわびしたいと思います。繰り返しになるかもしれませんが、今回、住宅のほうで破損があるということで修繕をしなければならぬということで、県を通じて文化庁のほうといろいろ協議をさせていただきました。それで、そういう中で修繕箇所等々も含めて協議をさせていただいているところでございます。

そういう経過の中から文化庁のほうから、職員が実際に現地を視察するというので、そのための経費を吉賀町のほうで負担してくださいということで県を通じてありましたので、そういう経過の中から、今回こういった旅費の予算を計上させていただいたということでございます。答弁になっていないかもしれませんが、そういう経過の中から計上させていただきました。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 13ページの柵田保全事業についてお伺いします。

この補修工事とありますが、これの説明をお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田 雅和君） お答えします。

柵田の駐車場のところにトイレがございますけど、その便槽の破損がございまして、くみ取りをしてもずっと水がたまるような状況が続いております、その便槽の取替え工事ということで計上させていただいております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 柵田の保全で獣害、イノシシ等が侵入して石垣を崩したりとか、皆さん自己防衛で電気柵とか張られているんですが、そういうもう少し抜本的に外回りで食い止めるとか、どうしても柵田の全景といいますか見たときに、電気柵が個人個人で張られたり、共同で張られたりしているわけですが、やはり外で防いで中ではあまり個別に防護しないでも済むような何か保全と併せてそういう対策が取れないか、そういうところはお考えでないでしょうか。

○議長（安永 友行君） 堀田課長。

○産業課長（堀田 雅和君） 柵田にかかわらず、中山間地直接支払制度ということで柵田のほうも申請させていただいておりますけど、そういった国の予算を使いながら、集落全体を防止柵を張

るとかというようなことで、地元の方も工夫されて、大井谷につきましては、石垣の周りを集落全体を囲って侵入防止に努めておりますけど、個々の石垣の崩れたりとかしているのは、今地元の方でその都度修繕をしているところでございます。そのことに対して、町が幾らかお金を出してどうのこうのというのは、今のところ考えはおりませんが、そういった柵田保全的な国の予算等ございましたら、そういったところにも利用して、景観対策も含めて考えていければというふうに思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 14ページの土木費、住宅費のほうで、642万3,000円見えておられます。このたび国内における木材の供給不足等々で値上がり率が約2倍に近いところまで上がっておりますが、質問というよりはお願いというところになりますが、町内にも大規模、小規模、個々山林を持っておられる方もおられますし、町有林もございます。この辺の価格を上がっているというところを認識しておられない林家、所有者おられるんですが、こういうところにしっかり発信をしていかれて、市場に木材を供給する目的も併せ、あと治山治水の観点も併せて山の活用、整備、そういうのを促すということをしっかりやっけていかれる気持ちはございませんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今回、補正でお願いをさせていただいております640万円、これは議会の資料にもついておりますように、いわゆるウッドショックの関係で建築費が高騰したということで、やむを得ずお願いをさせていただいたものでございます。恐らく公共に限らず、民間の発注の工事も恐らく同じでございます。この中でこうした予算のお願いをさせていただいたところでございます。

今、2番議員のほうからそれを含めた大きいくりでの話でございますが、どなたの一般質問だったかちょっと覚えておりませんが、山のお話をさせていただく中でも、こうしたまは経済の部分でダメージを受けておられるところは何がしかの当然補填なり支援をしていかなければなりませんけど、そもそもの山の資源を活用するというのは、私も回答もさせていただきましたけど、やはり貴重な資源としてあるわけですから、これを今から吉賀町の本当財産でございますから有効活用させていただくということで、林家の方とか、それから自伐林家も含めてでございますし、それから、ああして今地域おこし協力隊も3名町内に入って頑張っておられますけど、そうしたことで頑張っておられる方を支援をする、それから、山の財がこれだけあるんだというようなこともしっかりPRをさせていただきながら、産業の創出とそれから振興発展でございますので、そうしたところに意を払ってこれからも頑張っていきたいと思っております。

いろいろなことでできることがあろうかと思っておりますので、いろいろな御示唆を頂いたらと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） こういうときの質問ではなかったので、すみません、失礼しました。

上がった上がったというところで、こうやって予算計上というだけではなく、これをうまいこと使っていただきたいなという気持ちがありましたので、お聞きしました。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 確認なんですけど、13ページの樋口の改修工事の件なんですけど、これは取水口に水がないときに水を取れると町は見とるのか。それとも、どういうあれなんですかいね。そこら辺を説明お願いします。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今回の補正、組み替えでございますけれども、計上させていただきました。この分につきましては、もともとが樋口地区の用水路の改良工事ということで、水が渇水時期にないということで井戸を掘ろうと。それで、その井戸水をくみ上げて、それを用水に使っていこうという事業でございました。当初計上させていただきました金額が約2,200万円で、そういったことで事業を進めたいというふうに考えておりましたけれども、実はその前段のところ井戸の調査を、水がどのぐらいあるのかという調査をさせていただきましたところ、分当たり1トンが必要であるというところに対しまして、300リットルぐらいの水しか上げることができませんでした。

そういったところで地元のほうより、大きなお金をかけて効果が上がらないのは、非常に負担をする立場としても難しいということで、そういう事業ではなくて、今ある水路を活用して、ある水を活用しながら、無駄がないようにそれを取水できるような工事に変えていったほうがいいんじゃないかということで、今回、この分につきましては業務設計費というところで460万円余りのお金をあげさせていただいておるんですけども。

内容的に言いますと、現在、取水をしております谷がございます。その谷につきましては、議員も御承知とは思いますが、林道の樋口線のところから、それともう一つは林道の正木線のところから、この2筋のところ水を集めているというところがございます。集めているところの取水堰と申しましうか、形はいろいろあるんですけども、そういった部分が老朽化をしてくているということもありますので、渇水時期どうしても水が無駄になっているところもあると

いうところと、それから、もう少し上手に水その時期に集めることができれば、もっと水が有効利用できるのではないかとということで、取水をするところの改善といひましようか改修、2か所部分のところと、それまでの導水路ですね、そういったところがやはり老朽化しているのを暗渠にしたい。暗渠にしますと、今度は水漏れのほうはなくなってまいりますし、それから葉っぱ等、それからのり面から土砂が崩れて水路が詰まるということも防げますので、そういった方向に切り替えて、水がない時期に無駄なく今ある水をちゃんと取水できるようなそういう方向で整備を進めたいということで、やり方を変えまして変更させていただいて、今回、その設計の業務を減額をさせていただいて上げさせていただいたというのが、この樋口地区の水路の改良工事の変更の部分ということになるかと思っております。御理解を頂きたいと思ひます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 渇水時に取水口のところに水があればいいんですが、なくなった場合というのは想定されるんですよ、樋口は特に。だから、その辺のことを想定しておらんと思ひうんですよ。その辺で、ないものは何ぼ整備しても駄目ですけど、それはもっと井戸のほうがいいと思ひうんですが、その辺のことをどう思ひうとるんですか。本谷も2つの谷があるんですけど、本谷と正木谷、そこを共有林があるんですけど、共有林も切ったらほとんどそれこそなくなりますので、その辺も含めて、その辺のことは思ひうてないかどうか、その辺も含めてお願ひします。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきたいと思ひます。

議員の御懸念も確かにそうだと思ひております。ただ、ポンプの井戸水の揚水試験をした結果、やはり思ひったほど水が上がってこない。逆にそれ以上吸ひ上げてしますと、今度は周りの井戸に影響を与えるだろうという懸念もありましたので、地元としましては、水がないという状況が分かる段階で、大きなお金をかけて工事することはなかなか難しいという判断があつたわけです。これは町の判断ではなくて、地元との協議の中でそういったことになっていったわけでござひますので、その辺を御理解を頂きたいと思ひております。

新しい方法として、無駄なく水を取り入れていく方法に切り替えようというふうに説明をさせて頂ひておりますけれども、水がないときにはどうなのかということになりますと、やはり水がなければ上がってまいりません。それは議員おっしゃるとおりでござひます。しかしながら、地元の考え方とすれば、そういった方向のほうが、大きなお金をかけて井戸水を整備してその水がなかなか上がってこない、お金をかけた割には実効が上がらないというのもなかなかつらいというところもござひましたので、協議をさせていただいて、こういう方向に切り替えたというものでござひます。

ですから、山の水を利用するということになりますと、やはり渇水時期にはなかなかない水は

取れませんから、山の水がなくなればもちろん水は取ることはできません。これはおっしゃるとおりでございます。しかし、今のところそういう形のところで地区とすれば整備を進めていきたいという考えでございますので、町としましても、その分について進めていくという方向に変更したというものでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 井戸水の件ですけど、周りの井戸水もあって、それをくみ上げたらなくなる可能性があるということであったんですけど、そんなに距離があるわけじゃないので、どこもかしこも掘るわけじゃないので、今回、1個しか掘ってないですよ、調査のときに。それから、僕らの樋口の分は、もう一か所提案しているんですけど、そこら辺の含めて、できんちゅう、その辺の理由ちゅうんがまだ分らんのですが、その辺はどうなんですか。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきます。

実際に試掘をさせていただいて、ボーリングをさせていただいて、揚水調査をさせていただいたのは1か所でしたが、もともと既存の学校のプールに充てていた井戸というのもございました。この部分も同時に調査をさせていただきましたが、やはり結果的には、今回調査をした部分とあまり変わりがなかったということでございまして、その部分についてもなかなか使用していても効果が上がらないだろうという判断をしたものでございまして、ボーリングを掘るのもただではございませんし、この調査につきましては国の100%の調査費が入っておりますので、ここもあそこもということはなかなか難しい。この辺りが一番出そうだとということで、一回試掘をしてそういった結果であったので、もう一つ、学校に上げていたプール用の水、これも調査をさせていただきましたけれども、やはり思わしくないということで、そういたしますと大体のところ地下水もなかなか難しいかなというところでございます。

それからもう一点、深井戸で調査をするという方法もありましたんですけども、経験上、六日市地区にしましても、それから柿木地区にしましても、岩盤を抜いて深井戸にいたしますとヒ素が出てまいります。こうなったときにはもう井戸使えませんので、そういった部分も考えながら、現実的に対応するためには、これ以上の井戸の調査は無理だろうということで判断をさせていただいたというものでございます。なかなか周りのところもということも考えられますけれども、やはり井戸は、地下の水は広く周りに影響していますので、ここの部分で大量に水を吸い上げますと、どうしても周りの井戸、それは近い遠いは関係なくて、その全体エリアの水を吸い上げてしまうということにもなりますから、そういった懸念もある以上、なかなか難しいという判断をさせていただいたというものでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 学校の昔掘ったのは、30メートルしか掘ってないんですよね。その辺であそこは長いこと使うてなかったんで、その辺も含めて水が上がりたというのはそうと思います。

また、もう一個のところでヒ素が出るというのは、うちのも70メートル掘っているんですけど、ヒ素は出ません。その辺でそういう分らんことを言うのをちょっと、片一方じゃ出んのに、出るだろうというそういうことを思いますけど、答えなくてもいいのです。と思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 先ほど15ページで1番議員が教育委員会の文化財保護費のことなんですけれども、これとはちょっと……、道面屋敷で先般総務委員会で文化財の調査というのを行わせていただきました。その折に意見書にも出しましたけれども、放送施設が壊れとるといのがあったかと思うんですが、実際ボタンを押すと道面屋敷の案内が出る。そのことが壊れとるといのがございましたけれども、せつかく費用弁償で6万9,000円、これが対象になるかどうか。住宅そのものではないんです。家の前に置いてありますけれど。そういうふうなことも一緒に対応してもらったら広報につながるんじゃないかと思いますが、それとは全く文化財そのものでないから対象にはならないということなんですか。

○議長（安永 友行君） 大庭次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。御質問頂いたことについて、対象になるかならないかというところ今判断できませんので、この改修事業自体は来年度計画していますので、今後の中で検討させていただきたいと思います。調査検討させていただきたいと思います。（「壊れとるといのは分かっていますね」と呼ぶ者あり）いろいろ御指摘を頂いとるといことは存じています。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいです。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） もう一度、先ほどの米生産者のことでお聞きをいたします。

といいますのは、今現場で何が起きているのか。例えば農地の貸し借りを行いますけども、10年契約であったところを、それを早めて地主にお返しをするとか、また、草刈りにかかる費用を地主に求めるとか、そんなことが起きているということについて、今やっぱり米価が下がったことがこういう現実反映していると思うんですけども、そこをもう一度、町長の農家の皆さんに寄り添う、そういうものをちょっと今回の予算違うんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 農家さんといいますか、農業、それから、これは林業含めて商工業も同じだと思いますが、現場のところはまだまだ行政のほうが見えていないという御指摘だろうと思います。これは努めてそのように現場といいますか、現実をしっかりと把握するということはやはりその作業は必要だろうと思います。

先ほど申し上げましたように、米価の下落の部分につきましては、要望活動をまずやらせていただきたいということでございますが、そのことをやりながらも補償の部分については検討させていただきたいということで申し上げているところでございますので。これが今回の予算のほうではそうした案件については上がっていないわけでございますが、先ほど申し上げましたように、担当課、それからJAさんとか島根県、そうしたところと協議をさせていただきながら、いかような対応ができるかというところは引き続き検討させていただきたいということでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） それでは、ただいま議題となっております議案第84号吉賀町一般会計補正予算（第6号）に対する反対の討論を行います。

今、先ほどの質疑の中でも、町長からは補償等について検討させていただきたいということもございましたが、やはり今生産者が本当大変だという思い、この間でも私のところにどうなんだというお問合せも頂いております。そこで、今回、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減額719万2,000円が上がっておりますが、これを活用して今年度の水稻の生産面積、水稻生産実施計画書を取りまとめたものと見ますと、430ヘクタールございます。単純計算をしますと、今の719万円と430ヘクタール、反当たりで考えますと1,700円に少し足りない程度ですが、そういうお金も使って、今年度に事業完結できる制度設計を今回やるべきであったというふうに私は考え、反対の討論とさせていただきます。

○議長（安永 友行君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論は終わります。

日程第11、議案第84号令和3年度吉賀町一般会計補正予算（第6号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。結構な時間がたちましたので、ここで10分間休憩します。

午前11時15分休憩

.....
午前11時25分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第12、同意第18号

○議長（安永 友行君） 日程第12、同意第18号吉賀町副町長の選任同意についてを議題とします。

ここで地方自治法117条の規定によって、赤松副町長におかれては、除斥の対象となります。退場を求めます。

〔副町長 赤松 寿志君 退場〕

○議長（安永 友行君） それでは、本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、同意第18号吉賀町副町長の選任同意についてであります。

下記の者を吉賀町副町長に選任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める。

記。住所、吉賀町□□□□□□。氏名、赤松寿志、□□□□□□□□□□生まれ。令和3年12月10日提出、吉賀町長岩本一巳。

提案理由でございます。吉賀町副町長赤松寿志氏の任期が、令和3年12月31日をもって満了するため、次期副町長を選任しようとするものであります。

それでは、議員の皆さんにおかれましては、重々御承知のことでございますが、改めて赤松さんの経歴等につきまして御報告を申し上げておきたいと思っております。

赤松さんは先ほど申し上げましたように、町内□□在住でございます。私とちょうど同学年でございます。昭和56年4月に旧柿木村役場の事務吏員として入職されまして、その後は町村合併により平成17年10月、吉賀町役場事務吏員となられまして、出納室長兼会計管理者、平成21年4月からは企画課長、平成25年4月からは柿木地域振興室長、そして平成26年4月から総務課長を拝命されまして、その後、私が町長に就任した後に、平成30年1月1日付で副町長に御就任を頂いたところでございます。

役場入職後、申しあげましたように、これまで40年9か月の長きにわたりまして、地方行政に携わり様々な経験を有する方でもございます。お人柄も誠実温厚でございまして、職場をはじめ地域でも大変お付き合いの幅の広い方でもあります。誰からも信頼され、信望の厚い方でもございます。これまでの4年間は、数え切れないほどの多くの重たい課題に真摯に取り組んでいただき、その対処や解決に昼夜をいとわず頑張っていたところでございます。

私は4年前と同様、赤松さんが副町長として最も的確な人物であると判断いたしまして、御本人に再任についてをお願いを申し上げ、先般、その御快諾を頂いたところでございます。

議員の皆さんにおかれましては、どうか全会一致にて選任の御同意を賜りますようによろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第12、同意第18号吉賀町副町長の選任同意についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、日程第12、同意第18号吉賀町副町長の選任同意については同意することに決定をいたしました。

赤松副町長については、入場を許します。

〔副町長 赤松 寿志君 入場〕

○議長（安永 友行君） それでは、ここで、ただいま全会一致で選任同意をされました赤松副町長より御挨拶を頂きます。よろしくお願いいたします。

○副町長（赤松 寿志君） 貴重なお時間を頂戴して大変申し訳ございません。先ほどは同意案件に御同意を賜りまして、誠にありがとうございました。

間もなく1期4年の任期が終わろうとしておるところでございます。振り返ってみますと、予期せぬ重大な課題も発生し、その都度対処してきたつもりではございますけれども、これまでの取り組みが本当に町政に貢献できているのか、あるいは、町長の手助けができてきているのか、いろいろ

ろと考えたとき、もう退任したほうがいいんじゃないかというふうにも思ったことがございます。

しかし、医療・介護の問題、人口対策、産業の振興等、今吉賀町が抱える様々な課題から逃げ出してもいいのかという思いもあり、立ち向かっていく決意をしたところでございます。自分の性格上、大胆なことはできないかもしれませんが、職員と連携をしながら、一步ずつ確実に対処してまいりたいと思います。微力ではございますが、吉賀町発展のために精いっぱい取り組んでいきたいと思いますので、これまで以上に御指導賜りますようお願い申し上げます。どうかよろしくお願いいいたします。（拍手）

○議長（安永 友行君） 赤松副町長におかれましては、ただいま御挨拶も頂いたところですが、その中で予期せぬ重大な問題が多く発生したとのお言葉もありました。今後、4年間も同じようにそういうことも予想される時でございます。どうか多くの課題山積の中、大変かと思いますが、引き続き吉賀町の行政発展のため頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いいいたします。

日程第13. 発議第5号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第13、発議第5号選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書（案）を議題とします。

本案について、総務常任委員会の報告を求めます。3番、三浦総務常任委員長。

○総務常任委員長（三浦 浩明君） それでは、総務常任委員会より委員会審査報告をいたします。
吉賀町議会議長安永友行様、総務常任委員会委員長三浦浩明。
委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。1、事件の番号、発議第5号、件名、選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書（案）。
審査年月日、令和3年12月6日。3、審査結果、賛成少数により否決となりました。

以上です。

○議長（安永 友行君） それでは、委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

委員長報告が否決でございました。原案について討論を行います。原案についての賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 原案についての反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第13、発議第5号選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書（案）を採決します。この発議に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。日程第13、発議第5号選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書（案）に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成少数です。したがって、本案は否決されました。

日程第14. 発議第6号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第14、発議第6号利用者の負担増につながらない看護・介護・保育職の処遇改善を求める意見書（案）を議題とします。

本案について、総務常任委員会の報告を求めます。3番、三浦総務常任委員長。

○総務常任委員長（三浦 浩明君） それでは、発議6号の報告を申し上げます。

吉賀町議会議長安永友行様、総務常任委員会委員長三浦浩明。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、事件の番号、発議第6号、件名、利用者の負担増につながらない看護・介護・保育職の処遇改善を求める意見書（案）。2、審査年月日、令和3年12月6日。3、審査結果、賛成少数で否決となりました。

以上です。

○議長（安永 友行君） 委員長に対しての質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、質疑は終わります。

委員長報告が否決ですので、先ほどと同じように原案について討論を行います。原案に賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 原案に反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第14、発議第6号利用者の負担増につながらない看護・介護・保育職の処遇改善を求める意見書（案）を採決します。

この発議に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決をします。日程第14、発議第6号利用者の負担増につながらない看護・介護・保育職の処遇改善を求める意見書（案）に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成少数です。したがって、本案は否決されました。

日程第15. 発議第7号

○議長（安永 友行君） 次に、日程第15、発議第7号中華人民共和国による人権侵害問題の調査と抗議を求める意見書（案）を議題とします。

本案について、総務常任委員会の報告を求めます。3番、三浦総務常任委員長。

○総務常任委員長（三浦 浩明君） それでは、発議第7号について報告いたします。

吉賀町議会議長安永友行様、総務常任委員会委員長三浦浩明。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。1、事件の番号、発議第7号、件名、中華人民共和国による人権侵害問題の調査と抗議を求める意見書（案）。2、審査年月日、令和3年12月6日。3、審査結果、賛成多数により可決となりました。

以上です。

○議長（安永 友行君） それでは、委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

それでは、これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第15、発議第7号中華人民共和国による人権侵害問題の調査と抗議を求める意見書（案）を採決します。この発議に対する委員長の報告は原案可決です。この発議は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第16. 閉会中の継続調査について

○議長（安永 友行君） 日程第16、閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務・経済・広報広聴の各常任委員長から、会議規則第75条の規定に基づいて、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

ここでお諮りをします。申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

日程第17. 議員派遣の件について

○議長（安永 友行君） 日程第17、議員派遣の件についてを議題とします。

お手元に配付したとおり、2件の研修会へ議員を派遣したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、お手元に配付したとおり議員派遣することに決定をいたしました。

ここで、町長より発言を求められております。これを許可いたします。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 失礼いたします。それでは、12月定例会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げたいと思っております。

まずもって、本定例会に執行部側から提案いたしました全議案につきまして、可決並びに御同意を賜り、ありがとうございました。

今回も議案審議、そして一般質問の中で様々な貴重な御意見を頂戴することができました。頂きました御意見につきましては、今後の業務の中で反映し、より一層適切な事務執行に努めてまいりたいと思っております。

今回の定例会で印象に残ったことについて1点だけ申し上げておきたいと思っております。

それは、一般質問の中で、教師像について述べられた中田教育長の子どもと共に育つという意味の教育ということについてであります。

500円持ってお店で120円のノートを買いました。お釣りは幾らでしょうかと。こうした算数の授業での実例を挙げて説明をされました。私も恐らく教師であれば、迷うことなくちゅうちょなく、380円が正解で丸をつけていたはずでございます。しかし、問題を読み込めば、複数の答えがそこには存在をしていたという趣旨のお話でございました。

とかく我々行政マン、固定観念や先入観にとらわれまして、前例を踏襲することが多いように思っております。物事に対して見方を変える、あるいはアプローチの仕方を変えてみることによって、これまでと違う切り口で課題に対して向き合うことができるのではないかということをお今回のこの中田教育長のコメントで勉強させていただいたような気がしております。

さて、本年も残すところあと20日となりました。本年も新型コロナ対策や医療・介護をはじめ多くの課題に取り組んだ年でした。また、選挙、これは国政・地方選挙含めてございますが、選挙もあり、例年になく本当に慌ただしい一年であったように感じております。

迎える新年が、吉賀町、吉賀町議会をはじめ住民の皆様にとって輝かしい年になりますことを皆さんと共に祈り申し上げまして、本定例会の閉会に当たっての御挨拶とさせていただきたいと思っております。安永議長をはじめ議員の皆様には大変ありがとうございました。

○議長（安永 友行君） それでは、以上で本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。これで会議を閉じます。

令和3年第4回吉賀町議会定例会を閉会いたします。御苦勞でございました。

午前11時47分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員